







平成21年度 佐世保市 環境基本計画年次報告書

平成20年度の環境の状況及び計画の進捗状況

平成22年3月 佐世保市

平成21年度 佐世保市環境基本計画年次報告書 正誤表

ページ	箇所	誤	正
17	★環境基準適合率	<u>89.8</u> %に上昇	<u>89.2</u> %に上昇

	佐世保市環境基本計画とは？ -----	1
	年次報告書とは？ -----	2
	特集：佐世保の野生生物を守る取組み ～生物多様性の維持～-----	3
	佐世保市の環境と環境基本計画の進捗状況 -----	5
	基本目標 1.地球温暖化防止 -----	5
	基本目標 2.自然環境の保全 -----	11
	基本目標 3.快適な生活環境とまちづくり -----	15
	基本目標 4.大気環境と水環境の保全 -----	17
	基本目標 5.ごみの減量化とリサイクル -----	22
	基本目標 6.環境保全活動 -----	26

佐世保市環境基本計画とは？

佐世保市環境基本条例第10条の規定により、平成20年3月に佐世保市環境基本計画（改定版）を策定しました。この計画では、「自然と共に生きるまち“させぼ”」を佐世保市の望ましい環境像として定め、この実現に向けた6つの基本目標を掲げています。また、行政のみならず、市民・市民団体・事業者が環境保全に向けて取り組むべき事項を示しています。佐世保市において、環境面では最も基本となる計画であり、環境に関わりがある市の施策や事業は、この計画との整合を図って実施します。

◇基本目標1【地球温暖化防止】 (p5参照)

地球温暖化防止に取り組むまち ～くらしの中の省エネルギー～

〔取組みの方向性〕

- (1) 地球温暖化問題への意識を向上させる
- (2) 省エネルギーに取り組む
- (3) 自動車からのCO₂排出を抑制する



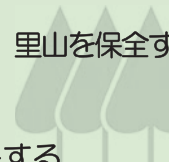
〔主な目標〕 温室効果ガス排出量の
1990（平成2）年比削減率
9.1%（平成17年度）
↓
-6.0%（平成24年度）

◇基本目標2【自然環境の保全】 (p11参照)

多様な自然を守り伝えるまち ～子孫に残す海、山、川、里山～

〔取組みの方向性〕

- (1) 市の自然環境の骨格をなす海、山、川、里山を保全する
- (2) 生物の多様性を保全する
- (3) 自然とのふれあいを促進する
- (4) 地産地消などにより安全な食を確保する



〔主な目標〕 自然環境に対する
市民満足度
84.6%（平成18年度）
↓
85%（平成24年度）

◇基本目標3【快適な生活環境とまちづくり】 (p15参照)

自然と調和した美しいまち ～市民も観光客も快適な環境～

〔取組みの方向性〕

- (1) 環境の美化を図る
- (2) 身近な緑を豊かにする
- (3) 良好な景観を形成する



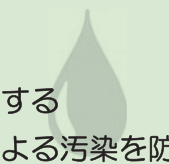
〔主な目標〕 まちのきれいさ・
清潔さに満足している市民の割合
41.8%（平成18年度）
↓
60%（平成24年度）

◇基本目標4【大気環境と水環境の保全】 (p17参照)

環境に負荷を与えないまち ～きれいで豊かな空気と水～

〔取組みの方向性〕

- (1) 大気環境・水環境を保全する
- (2) 生活排水などによる水質汚濁を防止する
- (3) 騒音・振動・悪臭や有害化学物質による汚染を防止する



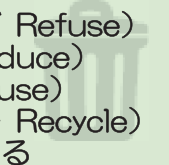
〔主な目標〕 環境基準の達成率
77.4%（平成18年度）
↓
100%（平成24年度）

◇基本目標5【ごみの減量化とリサイクル】 (p22参照)

省資源、資源循環のまち ～ものを大切に生活～

〔取組みの方向性〕

- (1) ごみになるものを断る（リフューズ Refuse）
- (2) ごみを減量化する（リデュース Reduce）
- (3) 資源物を再使用する（リユース Reuse）
- (4) 資源物を再生利用する（リサイクル Recycle）
- (5) ごみや資源物を適正に排出・処理する



〔主な目標〕 ごみ処理基本計画の
進捗率
20.0%（平成18年度）
↓
100%（平成24年度）

◇基本目標6【環境保全活動】 (p26参照)

環境意識の高いまち ～活動する環境市民～

〔取組みの方向性〕

- (1) 環境管理と環境情報の共有化を図る
- (2) 環境教育・学習を推進し、環境市民を育成する
- (3) 協働による環境保全活動を展開する



〔主な目標〕 エコライフ・
エコオフィスの実践度※
51.8%（平成18年度）
↓
85%（平成24年度）

※日常生活や事業活動による地球環境への影響を認識し、環境に配慮した行動に取り組むことをエコライフ（家庭）・エコオフィス（事業所等）と表現しており、アンケートによりその実践度を計っています。

佐世保市環境基本計画年次報告書とは？

佐世保市環境基本計画年次報告書（以下、「年次報告書」という。）は、佐世保市環境基本計画（改定版）に掲げている市民・市民団体・事業者・市行政の環境保全の取組みの実施状況や、市の環境変化について、計画目標の達成状況とともに点検・評価するものです。

環境マネジメントツールとしての役割

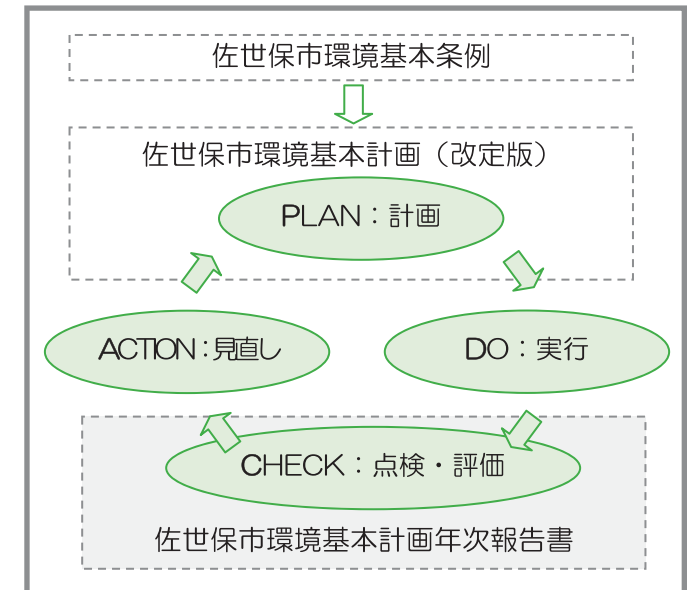
佐世保市環境基本計画（改定版）では、PDCAサイクルを用いて、〔PLAN：計画〕→〔DO：実行〕→〔CHECK：点検・評価〕→〔ACTION：見直し〕という流れを確立することによって、環境マネジメントを行うこととしています。

年次報告書は、このPDCAサイクルのうち、主に「C（CHECK：点検・評価）」の役割を担うものであり、「A（Action：見直し）」を検討するための基礎的な資料となります。

なお、学識経験者や関係団体の代表者等により構成する佐世保市環境政策審議会（※）からの意見を基本目標ごとに掲載しております。

※佐世保市環境政策審議会とは・・・

佐世保市環境基本条例に基づき、佐世保市の環境の保全に関する事項や清掃事業並びに廃棄物処理に関する事項などを調査審議を目的とした機関で、環境基本計画の進捗状況をチェックし、取組みの内容や方向性などについて毎年度協議を行います。



市民・市民団体・事業者・行政の取組み報告書としての役割

年次報告書の作成にあたり、市民アンケート調査（佐世保市の環境問題に関するアンケート調査）を行い、市民・事業者の方へ環境保全への取組みについて実施状況などを伺いました。この結果は年次報告書の巻末に掲載しています。

環境コミュニケーションツールとしての役割

今後も年次報告書を毎年度作成することで、市の環境に関する点検・評価の結果を広く市民の皆様に表示し、市行政と市民・市民団体・事業者の皆様との環境コミュニケーションを図ります。

特集：佐世保の野生生物を守る取組み ～生物多様性の維持～

佐世保市は、九十九島を形づくっているリアス式海岸や複数の山系、川、外洋離島である宇久島など、海域から低山帯まで多様な自然環境が広がっており、たくさんの野生生物が生息しています。その豊かな自然も様々な野生生物の「つながり」の上に成り立っています。

しかし、現在、地球上では多くの野生生物が絶滅しています。

美しい自然のためだけではなく、私たちの生活を守るためにも、野生生物を守り、「生物多様性」を維持していく必要があります、そのための様々な取組みを実施しています。

たくさんの野生生物が絶滅の危機に・・・

佐世保市では、生物多様性を維持するための対策として、絶滅のおそれのある野生生物を調査しています。佐世保市の花であるカノコユリや全国的にも数少ないカブトガニなど、660種の生物が佐世保の希少な野生生物として選定されています。(2009年3月現在)。以前は身近にたくさんいたトノサマガエル、ドジョウ、メダカなども現在では希少な野生生物になっています。

希少な野生生物たち



▲ カノコユリ ▲ カブトガニ ▲ ヤマトシマドジョウ ▲ メダカ

「調べる」「守る」取組み

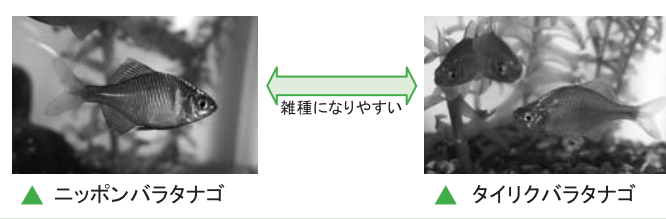
ニッポンバラタナゴを守ろう！

西日本のごく一部にしか生息していないニッポンバラタナゴは、県内でも佐世保市の用水路などにしかいません。いろいろな生物のつながりの中で生きているため、生息地全体を守る必要があります。

そのためには、適切に用水路を使い続けることや、外来種を持ち込ませないことなどが重要で、地域住民と協働で保護活動に取り組んでいます。

その他の取組み

合併地区の希少な動植物等の生育生息調査や、公共工事等を実施する際の自然環境の保全対策への指導や助言を行っています。



▲ ニッポンバラタナゴ ▲ タイリクバラタナゴ



▲ ニッポンバラタナゴの調査活動の様子

野生生物の保護に関する啓発活動

体験型イベント「川で遊ぼう！」

生物の観察や笹舟流しなど川遊びをとおして自然環境を守る意識を育てるイベントを実施しています。

平成20年度は2回開催し、計99名の参加がありました。



▲ 「川で遊ぼう！」の様子

おもしろエコ塾 生き物ふしぎ発見！

体験型の環境教育プログラムをとおして、楽しみながら、生態系や人間が環境に与える影響について理解を深めることを目的として実施しています。



▲ 「おもしろエコ塾 生き物ふしぎ発見」の様子

その他の取組み

ホームページ(※)やパンフレット等をとおして情報発信を行っています。

※環境学習サイト「eカンキョウ@サセボ」URL⇒<http://www.city.sasebo.nagasaki.jp/ekankyo/>

◇◇◇生物多様性について知っていますか？◇◇◇

地球上の生きものは、様々な環境に適応して進化し、3000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。その多様な生物にはつながりがあり、全ての種が生態系の一部となっています。そのため、1つの種が欠けただけでも生態系のバランスがくずれてしまいます。現在、その生物多様性は危機的状況にあります。

第1の危機 人間の活動

生物の乱獲や開発工事など、人間の活動により生物の減少や生態系・生息地の破壊が進んでいます。

第2の危機 人間の活動の縮小

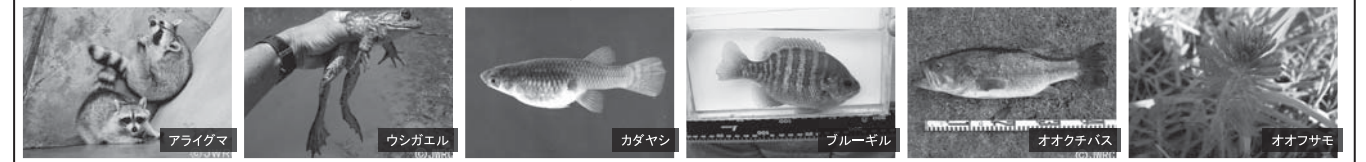
第1の危機とは逆に、里地や里山では、人が手入れをすることにより多様な自然が維持されてきました。

しかし、近年は手入れがされなくなった農地などが増え、里地里山の生物多様性が失われてきています。

第3の危機 外来種、化学物質など

外来種が入ってくると、地域にもともとあった生態系を壊してしまうことがあります。また、農薬などの化学物質の中には、自然の中では分解されにくく、生物に有害なものもあります。

[佐世保市で確認されている特定外来生物]



～生物をむやみに野外に放さないでください～

生物を増やそうとして野外に放すことは、本当にいいことなのでしょうか？

外国の生物はもちろん、日本にいる種類の生物でも住んでいる場所によって特徴(遺伝子)が違います。他の場所の生物が侵入すると、地域特有の生態系が失われることがあります。野外で捕まえた生物を逃す場合、必ず捕まえた場所で逃がすようにしましょう。

佐世保市の環境と環境基本計画の進捗状況

1 地球温暖化防止 地球温暖化防止に取り組むまち ～くらしの中の省エネルギー～



【総合評価】

佐世保市では温室効果ガスの排出量をより正確に把握するため、平成 18、19 年度と計測方法の見直しを行っており、目標の 1990（平成 2）年度比 6%減を達成するには、2012(平成 24)年度までに 20.1%の削減が必要です。

温室効果ガスのうち、佐世保市で最も大きな割合を占めている家庭や事務所などからの CO₂ 排出量（民生部門）は若干増加しており、2 番目に大きな割合を占めている自動車などからの CO₂ 排出量（運輸部門）は大幅に増加しています。

【施策や取組みの状況】

平成 18 年 4 月に策定した「佐世保市地球温暖化対策地域推進計画」に掲げた温室効果ガス削減目標の達成に向けて、環境家計簿の普及や温暖化防止の講習会等の開催、学校版環境 ISO の推進を図りました。また、夏至の日を中心に全国一斉に消灯するライトダウンキャンペーンにも参加し、市内の企業や団体へ呼びかけを行いました。

市民、事業者の地球温暖化への関心は毎年高まっており、公共交通を利用する意識を持った人などは増加しています。しかし、公共交通機関の利用者数やエコドライブに積極的に取り組んでいる人は減少しており、今後は意識の高さを実践へと結びつけていくための方策を展開していく必要があります。

【佐世保市環境政策審議会からの意見】

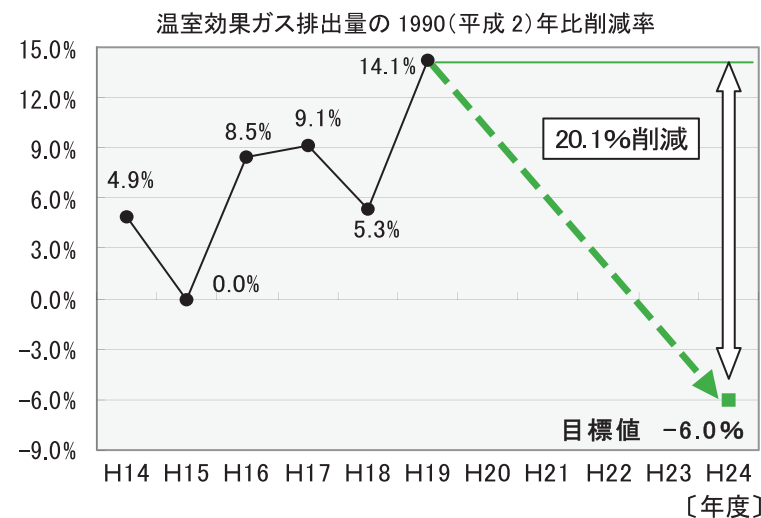
- 子どもへの教育が大事
- 市役所のエコドライブの取組みを市民や事業者にも普及啓発を

★ 温室効果ガスの総排出量は 1990 年比 14.1%増

現時点で 1990（平成 2）年度比 14.1%増となっており、目標の 6%減と比較して全く届いていないのが現状です。

また、市民一人あたりの CO₂ 排出量は 5.5t-CO₂ で、目標達成のためには一人 1t-CO₂ の削減が必要です。

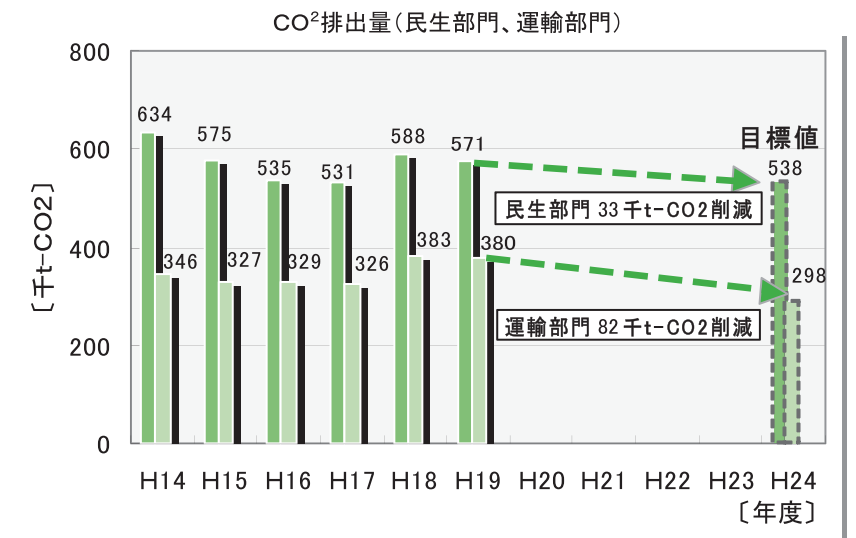
注)平成 18、19 年度分の計測方法の見直しを行いました。このため、前年度までの推移と単純な比較はできません。



★ 運輸部門は更なる削減努力が必要

温室効果ガスのうち、2 番目に大きな割合を占めている自動車などからの CO₂ 排出量（運輸部門）は、2 年連続増加しており、基準年と比較しても、最も増加した割合が高い部門です。

また、運輸部門における市民一人あたりの CO₂ 排出量は 1.5t-CO₂ です。



取組み 1：地球温暖化問題への意識を向上させる

地球温暖化の主な要因である温室効果ガスを削減していくためには、私たち一人ひとりのライフスタイルを見直すことが必要です。毎日の生活の中でどのくらいの CO₂ を排出しているかを計算する「環境家計簿」の普及活動を推進していますが、アンケートの結果、取り組んでいる市民の割合は 13.5%と依然として低い割合となっています。今後はごみカレンダーへの掲載など様々な方法により、引き続き普及を図ります。

地球温暖化防止活動推進センター佐世保支所として位置付けられている「させぼエコプラザ」は、積極的な活動により毎年、来場者数が伸びており、平成 20 年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰を受賞しました。



▲ 環境家計簿

(市の環境学習サイト「e カンキョウ@サセボ」からダウンロードできます)

指標の名称(取組み指標)	基準値 (平成 18 年度)	現況値 (平成 20 年度)	変化の割合※	
			←減少	増加→
環境家計簿に取り組んでいる市民の割合	14.1%	13.5%	-4.3%	
地球温暖化防止活動啓発研修会の参加人数	1,301 人	867 人	-33.4%	
地球温暖化防止活動推進センター佐世保支所(させぼエコプラザ)の来場者数	3,421 人	10,073 人		294.4%

※現況値が基準値からどのくらい変化したのかを割合で示します。次の式で計算します(以下、同様)。

$$\text{変化の割合(\%)} = \frac{(\text{現況値}) - (\text{基準値})}{(\text{基準値})} \times 100$$

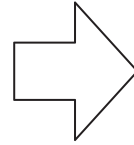
◇◇◇ライトダウンキャンペーン◇◇◇

環境省において、家庭やオフィス、ライトアップ施設の消灯を呼びかける「地球温暖化防止のためのCO₂削減/ライトダウンキャンペーン」を実施しています。

佐世保市では、キャンペーンに賛同いただける市内の企業や団体とともに参加し、7月7日（七夕）の全国一斉消灯日に合わせ、市役所本庁舎などにおいて、20時以降消灯しました。



▲ 1週間前（6月30日）の20時過ぎの市役所本庁舎



▲ 当日（7月7日）の20時過ぎの市役所本庁舎

取組み2：省エネルギーに取り組む

省エネなどの環境に配慮した学校運営を行う「学校版環境ISO」の認証制度を推進しており、平成19年度に認証を取得した4校に加え、平成20年度は他の6校が取得に向けて取組みを開始しています。

また、省エネ法により、大規模の新築増改築等については一定の省エネ基準が設けられており、基準の適合について審査指導を行っています。平成20年度、この基準に適合したものは全体の77%でした。

新たな付加価値を生むバイオマスの可能性を、民間企業等の活力を生かしなが見出し、技術革新等による新産業を創出する事業環境を整備する目的で、バイオマスタウン構想の策定を行いました。

指標の名称(取組み指標)	基準値 (平成18年度)	現況値 (平成20年度)	変化の割合	
			←減少	増加→
【累計値】学校版環境ISO(学校版環境マネジメントシステム)の導入学校数	0校	4校	(4校導入)	
【累計値】ESCO事業導入施設数	0施設	0施設	0.0%	
省エネ法に適合した建築物の割合	84%	77%	-8.3%	

◇◇◇省エネ適合標識制度 ~省エネ建物で快適かつ経済的に~◇◇◇

省エネ建物は、夏は涼しく冬は暖かく快適かつ経済的に過ごすことができる地球環境と人にやさしい建物です。また、省エネ効果による光熱費の削減だけでなく、減税措置や政府による住宅版エコポイント制度などさまざまな支援策もあります。なお、省エネ法に基づいて市の建築指導課へ届出を行い、基準に適合していることが確認された建物には、「省エネ法適合建築物」の標識が無料で交付されます。

「省エネ法適合建築物」の標識 ▶



◇◇◇バイオマスってなに?◇◇◇

[バイオマスとは?]

「バイオマス」とは、生物資源(bio)の量(mass)を語源とした動植物から生まれた再生可能な有機性資源で、石油や石炭などの化石資源には限りがありますが、バイオマスは太陽と水と植物がある限り、持続的に再生できる資源です。

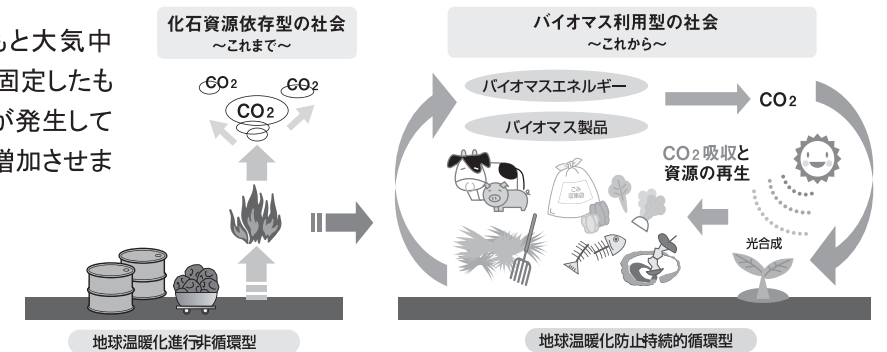


[バイオマスを使うメリット]

1. 地球温暖化防止 カーボンニュートラルな資源なので、温室効果ガス(CO₂)の排出を抑制します。

カーボンニュートラル

バイオマスの炭素は、もともと大気中のCO₂を植物が光合成により固定したものであるため、燃焼等によりCO₂が発生しても、実質的に大気中のCO₂を増加させません。



2. 循環型社会の形成 「資源使い捨て社会」から「資源リサイクル社会」への移行を促進します。

3. 戦略的産業の育成 バイオマスを利用した「新たな産業」が生まれます。

4. 農山漁村の活性化 「エネルギーや素材の供給」という新たな役割が期待されます。

[バイオマスタウン構想]

バイオマスタウンとは、内閣府にあるバイオマス・ニッポン総合戦略会議において、バイオマスについて新たなエネルギー資源や素材として利活用を推進する地域としての基準を達成したと認められた地域のことをいいます。

佐世保市では、新たな付加価値を生むバイオマスの可能性を、民間企業等の活力を生かしなが見出し、技術革新等による新産業を創出する事業環境を整備する目的で、バイオマスタウン構想の策定を行い、国においてバイオマスタウンとして公表されました。

バイオマスタウン構想を策定したことにより、市内事業者の皆様が、バイオマスタウン構想に基づく新製品の開発や農商工連携等への取組を推進するにあたり、ハード整備等も対象となる農林水産省の「バイオマス利活用交付金」を優先的に活用できるようになりました。

◇◇◇鍋帽子®で保温調理（佐世保友の会）◇◇◇

「よい家庭からよい社会づくり」をモットーに、日頃の暮らし（家事・家計・ごみ・子育てなど）を見直す活動を行っている佐世保友の会では、綿入りのベレー帽のような形をした「鍋帽子」を手作りし、広く普及に努められています。調理の終わった鍋ごと鍋帽子でまると包んで保温調理させることで、ガスや調理時間の節約につながり、料理もとても美味しく出来上がります。佐世保友の会では、鍋帽子づくり講座をはじめ、エコクッキング講座等の開催や家計簿への取組みにも積極的に、豊かな家庭と環境づくりの環を広げられています。



▲ 鍋帽子



▲ 佐世保友の会のみなさん

取組み3：自動車からのCO₂排出を抑制する

地球温暖化対策の一環として、月に一回市職員が通勤時にマイカー使用を自粛する「佐世保市職員ノーマイカーデー」を平成20年8月から実施しています。また、市営バスではマイカーの代わりに環境にやさしいバスの利用を推進するため「環境定期制度」の取組みを推進しています。

「公共交通機関を活用して自家用車の利用抑制を図っている」と認識している市民の割合は増加していますが、公共交通機関（バス・鉄道）の利用者数*や、エコドライブに積極的に取り組んでいる人は基準年よりも減少しています。

*公共交通機関の利用者数：平成18年度（基準年）28,038,275人 → 平成20年度 25,964,706人

指標の名称（取組み指標）	基準値 （平成18年度）	現況値 （平成20年度）	変化の割合	
			←減少	増加→
エコドライブに積極的に取り組んでいる市民の割合	64.7%	59.7%	-7.7%	
公共交通などを活用して自家用車の利用抑制を図っている市民の割合	32.0%	56.0%		75.0%

◇◇◇ご存知ですか？環境定期制度◇◇◇

「環境定期制度」とは土日祝日などの適用日に、マイカーの代わりに環境に優しい市営バスをご利用いただくことにより、地球温暖化防止を推進することを目的としています。

通学定期をお持ちの方と、通勤定期をお持ちの方は同伴のご家族についても、土日祝日や年末年始については、定期区間外でも1回100円（小人は50円）で乗車できるお得な制度です。

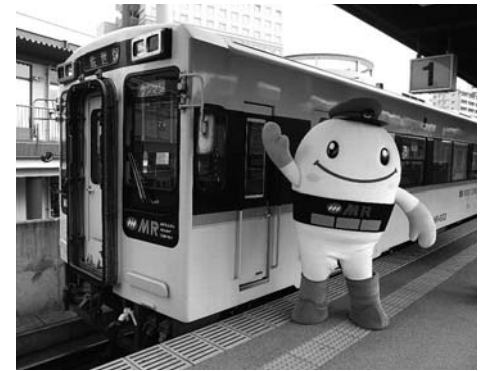
土日祝日など、ご家族でお出かけの際は、便利でお得な市営バス「環境定期制度」をご利用ください。



◇◇◇パーク&ライド（松浦鉄道）◇◇◇

パーク&ライドとは、自家用車を最寄り駅などにある駐車場に駐車（パーク）し、そこから鉄道などの公共交通に乗り（ライド）して、目的地まで移動することです。公共交通は、自家用車に比べ一人あたりのCO₂排出量が少なく、地球温暖化防止につながります。また、排気ガスが減少し、大気汚染防止にもつながります。

松浦鉄道では、環境対策の一つとしてこのパーク&ライドを進めています。通勤定期を購入している人は、左石駅、上相浦駅、相浦駅、佐々駅の駐車場が月額1,000円で利用できます。



◇◇◇やっていますか？エコドライブ◇◇◇

佐世保市内から排出される二酸化炭素のうち、約3割を占めるのが自動車等の運輸部門によるもので、毎年増加傾向となっています。マイカーを運転する際にちょっとした心がけを行うことで、二酸化炭素の排出量を減らすことができます。

本市では、市職員だけではなく、市民や事業者も対象としてエコドライブの講習会を実施しております。参加者は平均して約3割も燃費が改善し、すぐに効果が実感できます。

地球温暖化防止だけではなく、財布にもやさしく、安全運転につながるエコドライブを心がけましょう。



▲ エコドライブ講習

- 1 ふんわりアクセル「eスタート」**
やさしい発進を心がけましょう。
- 2 加減速の少ない運転**
車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう。
- 3 早めのアクセルオフ**
エンジンブレーキを積極的に使しましょう。
- 4 エアコンの使用を控えめに**
冷房は28℃、暖房は20℃。車内を冷やし過ぎないようにしましょう。
- 5 アイドリングストップ**
無用のアイドリングをやめましょう。
- 6 暖機運転は適切に**
エンジンをかけたらすぐ出発しましょう。
- 7 道路交通情報の活用**
出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう。
- 8 タイヤの空気圧をこまめにチェック**
タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう。
- 9 不要な荷物は積まずに走行**
不要な荷物を積まないようにしましょう。
- 10 駐車場所に注意**
渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう。

2 自然環境の保全

多様な自然を守り伝えるまち ～子孫に残す海、山、川、里山～



【総合評価】

佐世保市には九十九島など優れた自然環境を有する場所が多く、自然環境に対する市民の満足度は依然として高い水準にあります。

しかし、野生生物種の減少や身近な自然の減少に対する関心は昨年に比べ低下しています。

【施策や取組みの状況等】

旧佐世保市域と吉井地区、世知原地区では660種に絶滅の危険性があることが分かっており、小佐々地区と宇久地区については、平成19年度から平成21年度にかけて調査を実施しています。

また、体験型イベントや野生生物保護パンフレット等により、野生生物の保護意識の啓発に取組んでおり、自然とのふれあいを促進するエコツアーのツアー数は増加したため、自然とふれあう機会を着実に増加しています。

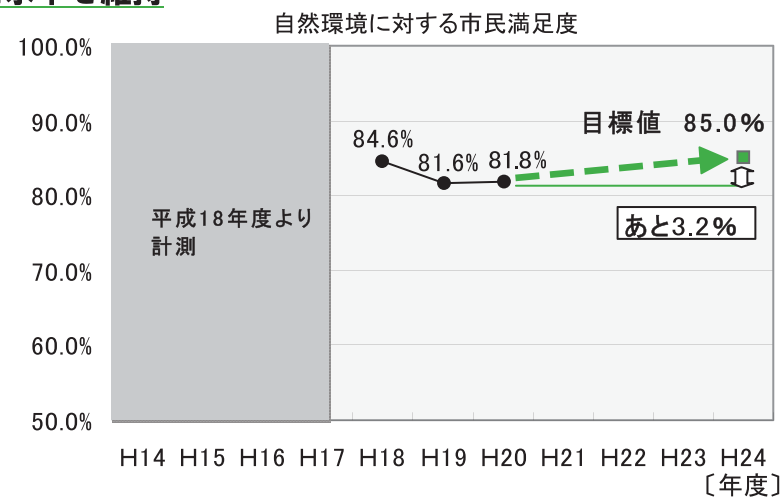
【佐世保市環境政策審議会からの意見】

市民団体等の活動を活かす

自然とふれあえる環境を整備する

★ 自然環境に対する市民満足度は、高水準を維持

自然環境に対する市民満足度は、昨年度の81.6%と同程度で、81.8%でした。基準年より3%ほど低下していますが、高い水準を維持しています。



取組み1：市の骨格をなす海、山、川、里山を保全する

藻場の現状調査を行っており、平成20年度は、藻場台帳を作成したほか、藻場の食害防止のための事業補助を実施しました。

また、遊休農地の発生防止・解消のため、パトロールを行い、農地等の情報や所在を把握し農地利用を促進しています。平成20年度は、農用地区域外における農地パトロール(遊休農地調査)を実施しました。

さらに、規模を縮小する農家等から規模を拡大する農家に対する所有権や利用権を移動(このことを「農地流動化」という。)し、遊休農地の解消に取り組んでいます。

指標の名称(取組み指標)	基準値 (平成18年度)	現況値 (平成20年度)	変化の割合	
			←減少	増加→
【累計値】農業従事世帯数(*)	3,639世帯	3,352世帯	-7.9%	
【累計値】担い手数(漁協組合員数)(*)	2,054人	1,882人	-8.4%	
【累計値】育成すべき担い手数(認定農業者と農業生産法人数の合算)(*)	385経営体	387経営体		0.5%
農地流動化面積(*)	50ha	104ha		108.0%
【累計値】遊休農地面積	365.5ha	731.6ha		100.2%

：指標の名称に()の印のついた指標は、第6次佐世保市総合計画に用いられている指標と共通のものを示します(以下、同様)。

◆◆◆農地の適正管理◆◆◆

近年、農業者の高齢化などにより遊休農地が増加しています。

農地が遊休化すると雑草が繁茂し、病虫害や火災の発生原因となる恐れがあります。また、イノシシなどの有害鳥獣の潜入や産業廃棄物の不法投棄の場所となることも考えられ、周辺農地や近隣住民に大変迷惑を及ぼします。草刈り除草等を行い適正な管理をお願いします。

取組み2：生物の多様性を保全する

佐世保市には、恵まれた自然環境があり多様な生物が生息していますが、都市化や自然環境の変化によりその生息環境の悪化が懸念されており、希少野生生物調査を実施しています。

また、ホテルの生息状況を把握するため、その生息地を調査した結果、平成20年度は78箇所の生息地が確認されました。

より多くの市民の方々に、生物の多様性の保全の必要性を理解していただくとともに、その保護活動を広めるため、市と市民、市民団体が協働で行う自然環境保全意識啓発活動を実施しています。

パンフレット「佐世保の野生生物を守りましょう」▶



指標の名称(取組み指標)	基準値 (平成18年度)	現況値 (平成20年度)	変化の割合	
			←減少	増加→
自然環境保全意識啓発活動の実施回数	3回	4回		
ホテルの生息状況調査箇所数(*)	62箇所	78箇所		

◇◇◇ホテルの目撃情報をお寄せ下さい◇◇◇

近年、ホテルが見られる川は少なくなってきました。ホテルはデリケートな生き物で、大量の生活排水や農薬が流れ込む川では生息することができません。そのため、ホテルは豊かな水辺のシンボルであり、幻想的な光によって私たちに癒してくれます。

佐世保市では、ホテルの生息箇所の把握のため、毎年5月中旬から6月中旬頃に、目撃情報の募集や調査活動を実施し、ホテルマップを作成しています。



取組み3：自然とのふれあいを促進する

自然とのふれあいなどを促進するエコツアーや、農林業体験(グリーンツーリズム)、漁業体験(ブルーツーリズム)を推進しており、いずれも利用者は増加傾向です。特に、エコツアーについては、商品化に向けたモニターツアーの実施等によりプログラム数が大幅に増加しました。

指標の名称(取組み指標)	基準値 (平成18年度)	現況値 (平成20年度)	変化の割合	
			←減少	増加→
【累計値】体験観光プログラム(エコツアー)数(*)	10ツアー	42ツアー		
農林業体験利用者数(*)	574人	819人		
漁業体験者数(*)	1,122人	1,836人		

◇◇◇「させぼ自然体感マップ」を配布しています◇◇◇

市民の皆様から寄せられた情報など、市内の自然体感スポット20ヶ所を紹介する冊子です。環境保全課などで配布しており、ホームページ(※)でもご覧いただけます。



歩いて行ける九十九島(七崎)

マップで紹介している自然体感スポットの一つで、208ある九十九島のひとつ「七崎」は、干潮時にはほぼ陸続きになり、歩いて渡ることができます。

また、波に削られてできた複雑な模様や特徴的な形の岩がたくさんあります。



▲満潮時



▲干潮時



▲カメのような形の岩

※環境学習サイト(eカンキョウ@サセボ) URL: <http://www.city.sasebo.nagasaki.jp/ekankyo/>

取組み4：地産地消などにより安全な食を確保する

たい肥などを利用した土づくりを基本に、化学肥料・化学農薬を削減することで環境にやさしい農業に取り組む「エコファーマー」の認定者数が増加しました。

また、市内で生産された安全な食料を地元で消費する「地産地消」を推進しており、市立小中学校の学校給食においても地場産品の使用を推進しています。

(学校給食全体に占める地域作物利用状況 ※県内産重量比：平成20年度62%)

指標の名称(取組み指標)	基準値	現況値 (平成20年度)	変化の割合	
			←減少	増加→
【累計値】エコファーマーの認定者数	114人 (平成16年度)	181人		
地場産(市場)取り扱い割合(野菜・果物)(*)	14.2% (平成18年度)	12.3%		
市内向け出荷量(*)	14,700t (平成13~17年度までの平均)	15,400t		

3 快適な生活環境とまちづくり

自然と調和した美しいまち ～市民も観光客も快適な環境～



【総合評価】

まちのきれいさ・清潔さに満足している市民の割合は、平成 20 年度は 37.1%となり、昨年よりも 4% 増加しましたが、目標の 60%と比べると、依然として低い状況です。

不法投棄パトロールや市民の皆様からの通報により発見された不法投棄の量は、二年前と比べると約 4 分の 1 にまで減少しています。

【施策や取組みの状況】

毎年 6 月に市内の一斉清掃及び空き缶回収キャンペーンを実施し、例年並みの約 32,000 人が参加しました。

不法投棄防止のため、山間部など不法投棄されやすい場所を中心に夜間も含めてパトロールを実施し、発見された不法投棄の量は毎年減少しています。今後は、市街地におけるポイ捨て防止など、マナー向上への啓発等を検討する必要があります。

【佐世保市環境政策審議会からの意見】



自治会、ボランティア団体などの活動を支援していく



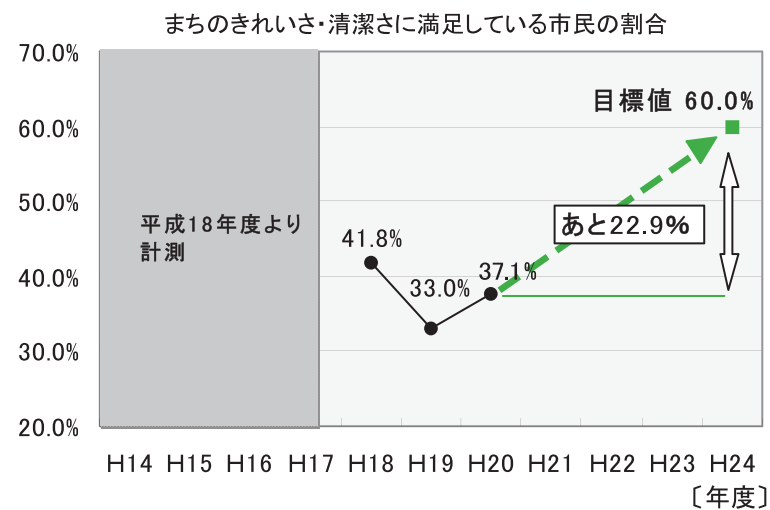
公共の場、空間に対する意識を向上させる

★ まちのきれいさ・清潔さに満足している市民は約 4 割弱

まちのきれいさ・清潔さに満足している市民の割合は、昨年度より増加し、37.1%となりました。

しかし、目標の 60%と比較すると、十分ではありません。

注)平成 19 年度分より、調査方法の見直しを行いました。このため、前年度との単純な比較はできません。



取組み 1：環境の美化を図る

平成 20 年度に行われた市内の一斉清掃では、例年とほぼ同じ 32,500 人の市民のみなさんにご協力いただき、約 223.9 t のごみを回収することができました。

また、漁場環境の保全のため、海浜清掃を実施しています。(平成 20 年度 6 ヶ所)

指標の名称(取組み指標)	基準値 (平成 18 年度)	現況値 (平成 20 年度)	変化の割合	
			←減少	増加→
一斉清掃の参加人数	32,100 人	32,500 人	1.2%	
一斉清掃によるごみ回収量	約 218t	約 223.9t	2.7%	
漂着ごみの回収量	21t	16t	-23.8%	

取組み 2：身近な緑を豊かにする

世知原町では、全町公園化事業として道路沿いの敷地等にフラワーポットを設置しており、平成 20 年度は年に 2 回(春、秋) 277 個ずつ植栽しました。また、身近に公園が配置された市街化区域の割合が増加し、より公園が利用しやすい状況となりました。

指標の名称(取組み指標)	基準値 (平成 18 年度)	現況値 (平成 20 年度)	変化の割合	
			←減少	増加→
身近に公園が配置された市街化区域の割合(*)	75.8%	76.4%	0.8%	

取組み 3：良好な景観を形成する

良好な景観形成を誘導している景観形成地区(佐世保駅周辺地区、三川内山地区)では、建築等が行われる際の届出に基づく協議を行っています。また、より良好な景観の形成を推進するため、景観法に基づく景観計画の策定に向けて取組んでおり、平成 20 年度は黒島地区において住民代表者との意見交換会を開催しました。

指標の名称(取組み指標)	基準値 (平成 18 年度)	現況値 (平成 20 年度)	変化の割合	
			←減少	増加→
景観形成地区内における建築行為等届出適合率(*)	100.0%	100.0%	0.0%	
【累計値】景観形成地区の指定数	2 ヶ所	2 ヶ所	0.0%	

4 大気環境と水環境の保全

環境に負荷を与えないまち ～きれいで豊かな空気と水～



【総合評価】

平成 20 年度の環境基準適合率*（総合）は、前年度の 66.7%より 23.1%改善し、89.8%でした。前年度に適合率が低かった大気と騒音の環境基準適合率が改善したため、前年度に比べ高い数値となりました。

一方で、前年度の環境基準適合率が 100%だった水質の環境基準適合率は前年度よりも若干低下しましたが、毎年度上下しているため、特に悪化傾向と認められる状況ではありません。

生活排水による水質汚濁防止のための、下水道の整備や浄化槽の普及の進捗状況を示す生活排水処理率は、平成 20 年度は 68.0%と前年度より 0.6%改善しているものの、下水道人口の減少などにより、伸び幅が小さくなっています。

【施策や取組みの状況】

大気や水質などの定期的な監視や、必要に応じて事業所等への立入調査を行っています。

また、下水道の整備や浄化槽の普及促進など、生活排水による水質汚濁の防止に取り組んでいます。

平成 19 年度及び平成 20 年度に実施した浄化槽整備調査等を踏まえ、今後更に浄化槽の普及を促進し、面的計画的に整備するための方向性を検討していきます。

【佐世保市環境政策審議会からの意見】

監視の継続

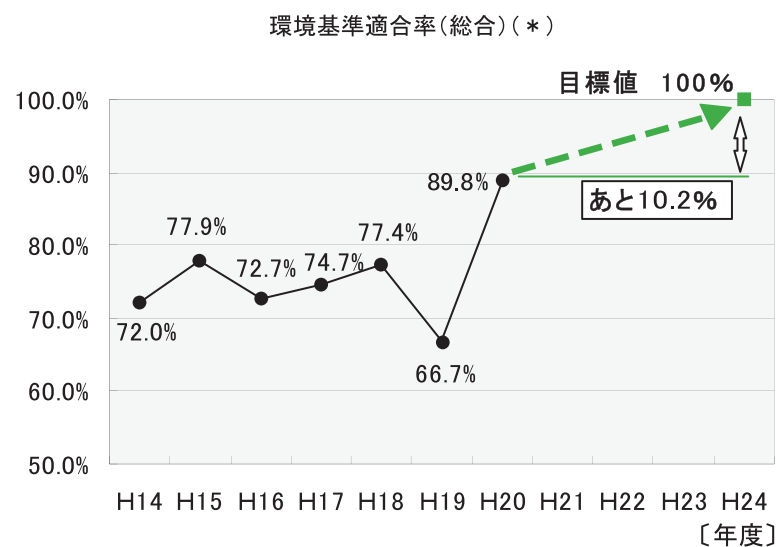
情報提供の充実

※「環境基準適合率」とは、環境基準の測定地点数に占める適合地点数の割合のことです。「環境基準」とは、環境基本法に基づいて、国が定める環境保全行政上の目標です。人の健康を保護し、及び、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関して定められているものです。

★ 環境基準適合率（総合）は 89.8%に上昇

大気、水質、騒音の測定結果を総合した値である環境基準適合率（総合）は、89.8%であり、前年度の 66.7%から 23.1%上昇しました。

基準年（平成 18 年）以降、最も高い適合率となりました。

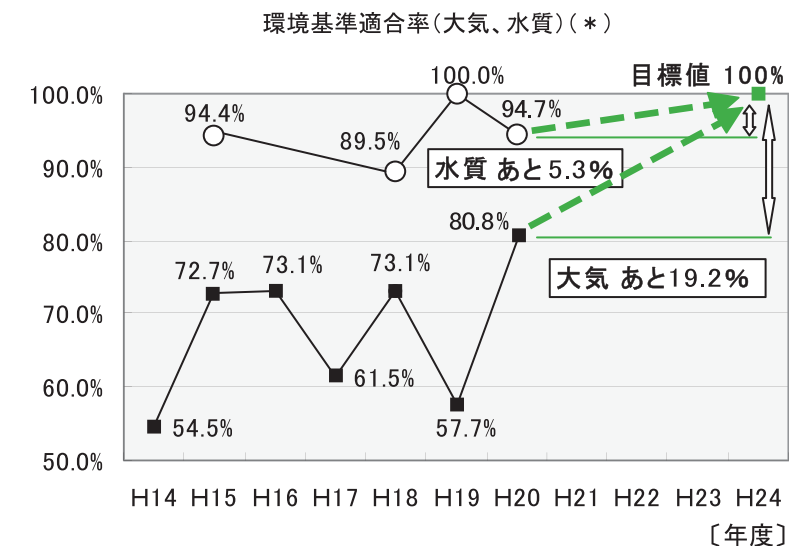


★ 大気環境基準適合率は 80.8%に上昇、水質の環境基準適合率は 94.7%に低下

大気環境基準適合率は前年度の 57.7%から 23.1%上昇し、80.8%でした。この要因は、黄砂の飛来など自然的要因による影響が小さくなったためだと考えられます。

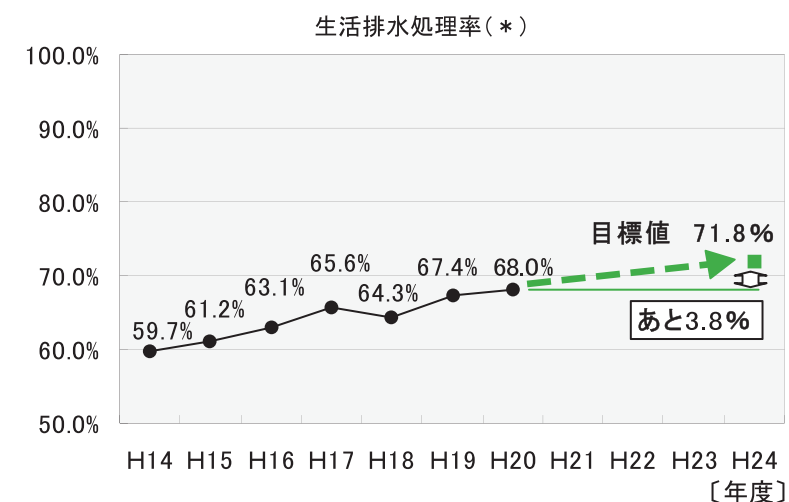
水質の環境基準適合率は前年度の 100%から若干低下し、94.7%となっています。このうち河川の水質の環境基準適合率は、前年度と同様に 100%を達成しています。

一方、海域の水質の環境基準適合率は、前年度の 100%から 10%低下し、90%でした。



★ 生活排水処理率は 68%に上昇

下水道や浄化槽等により生活排水の処理を行っている人口の割合である「生活排水処理率」は、前年度から 0.6%上昇しているものの、下水道人口の減少や、合併処理浄化槽の新規設置件数の減少により、伸び幅が小さくなっています。



取組み 1：大気環境・水環境を保全する

大気は、市内 7 ヶ所の大気測定局で常時監視しているほか、大気汚染防止法による特定施設から、ばい煙や粉じんの発生状況の届出を受け、必要に応じて立ち入り調査を実施しています。平成 20 年度は、延べ 42 件の立ち入り調査を実施しました。

水質は、10 河川（16 地点）、5 海域（13 地点）、地下水 28 地点で定期的な監視を行っているほか、水質汚濁防止法による特定事業場への立ち入り調査を行っています。平成 20 年度は、延べ 75 件の立ち入り調査を実施し、基準を超過した工場や事業場に対し指導を行いました。

この他、大村湾及び佐々川流域の自治体などと連携して、水環境保全を目的とした啓発に取り組んでいます。

指標の名称(取組み指標)	基準値 (平成 18 年度)	現況値 (平成 20 年度)	変化の割合	
			←減少	増加→
工場排水立ち入り調査数	87 件	75 件	-13.8%	
佐々川をきれいにする会啓発イベント回数	2 回	2 回	0.0%	
大村湾をきれいにする会啓発イベント回数	1 回	1 回	0.0%	
大気汚染防止法に基づく特定施設の立ち入り調査件数	52 件	42 件	-19.2%	

◇◇◇佐々川をきれいにする会◇◇◇

市の北部を流れ、南九十九島海域に注ぐ佐々川の水質及び環境の保全を図り、佐々川をきれいにすることを目的として、佐世保市や佐々町などにより構成する佐々川をきれいにする会があります。水生生物の調査やフォトコンテスト、標語コンクールなどの啓発活動に取り組んでいます。



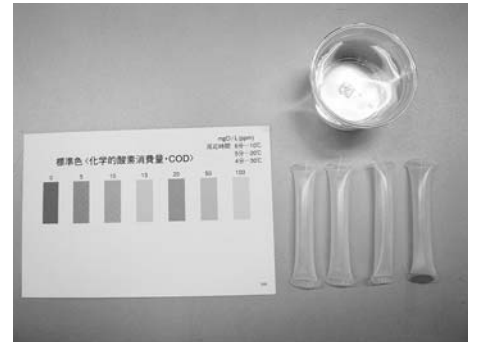
▲ 平成 20 年度フォトコンテスト会長賞「早春の佐々川」

◇◇◇やってみよう！川の水チェック◇◇◇

身近な河川について五感を使った調査を行い、水辺の環境の変化を感じとり、川に対する興味・関心を持っていただくため、簡単な水質調査ができる「パックテスト」を使った川の水チェックの参加者を毎年募集しています。

パックテストとは、水の汚れを表す指標の一つのCODを確認できるテスト方法で、少量の薬品が入ったチューブで水を吸うだけで簡単に調査することができます。

調査結果については、参加者の調査結果を地図上に表し、ホームページで公開しています。(毎年6月頃に参加者を募集しています)



▲ パックテスト

◇◇◇光化学オキシダント注意報◇◇◇

光化学オキシダントとは、自動車や工場などから排出される化学物質が光化学反応により生成される汚染物質です。佐世保市では、ここ数年、春先から秋にかけて光化学オキシダントの濃度が高くなり、注意報が発令される傾向が見られます。

注意報が発令されると直ちに健康被害がでるわけではありませんが、もし眼やのどに異常を感じたら、きれいな水でうがいや洗眼をしたり、野外での激しい運動を控え、屋内で休息するなどしてください。

なお、注意報等はテレビ・ラジオ・市ホームページ・市メールマガジンなどでお知らせします。

取組み 2：生活排水などによる水質汚濁を防止する

生活排水は公共用水域の水質汚濁の約 6 割を占めるといわれています。生活排水などによる水質汚濁を防止するため、主に下水道の整備と浄化槽の普及促進を図っています。

平成 20 年度における浄化槽の設置件数は、累計で 6,442 件となりました。今後更に浄化槽の普及を促進し面的計画的に整備するための方向性を検討するため、浄化槽整備調査を実施しました。

一方、市街化区域では下水道整備を進めていますが、下水道整備地域の人口が減少したことにより、下水道普及率はやや低下しました。

指標の名称(取組み指標)	基準値 (平成 18 年度)	現況値 (平成 20 年度)	変化の割合	
			←減少	増加→
下水道普及率	55.8%	55.6%	-0.4%	
【累計値】浄化槽設置件数	5,711 件	6,442 件		12.8%

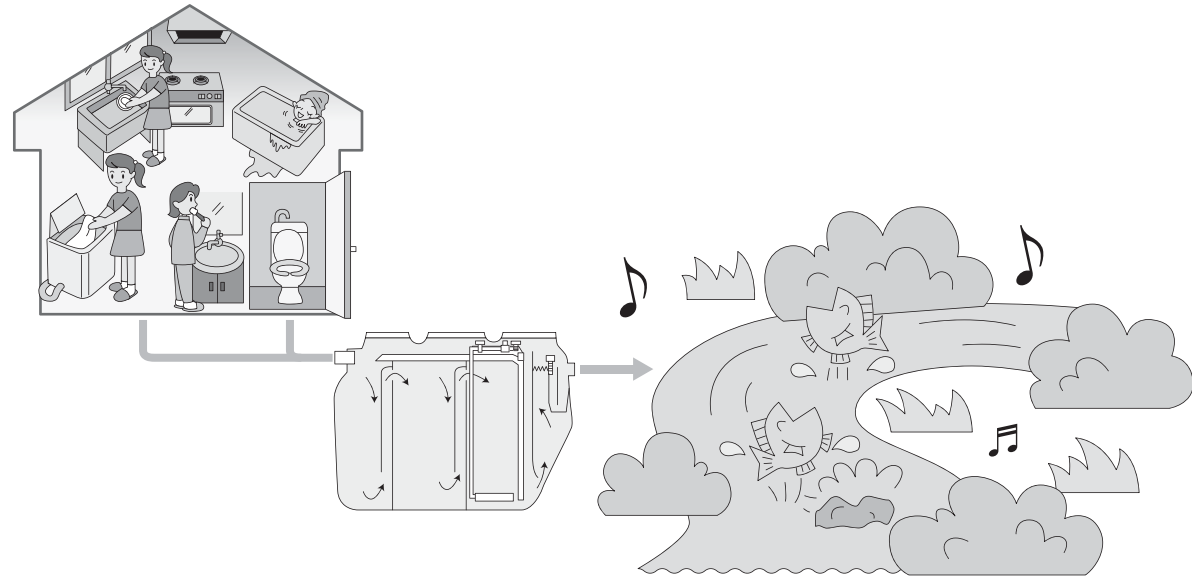
◇◇◇浄化槽はメンテナンスが大切です◇◇◇

汚水を浄化するため浄化槽をせっかく設置していても、正常に機能しなければ、十分な浄化能力を発揮することができません。このようなことから、浄化槽の管理者(使用者)には、「浄化槽法」に基づいた保守点検や清掃、法定検査が義務づけられています。

人に例えると、この保守点検や清掃は日常の健康管理にあたり、法定検査は健康診断にあたるもので、浄化槽の維持には欠かせないものです。

《浄化槽の維持に関する義務》

- ◎保守点検(浄化槽法第10条) : 浄化槽の定期的な点検、調整、修理及び消毒剤の補充等を行います。
- ◎清掃(浄化槽法第10条) : 浄化槽内に溜まった汚泥の引き抜き等を行います。
- ◎法定検査(浄化槽法第7条、第10条) : 浄化槽が正常に機能しているか、適正な維持管理が行われているか総合的な検査を行います。



取組み3：騒音・振動・悪臭や有害化学物質による汚染を防止する

定期的に特定地点で騒音、振動、悪臭の監視を行うとともに、その発生源となる恐れのある工場、事業場などへの立入調査を行っています。平成20年度は、29件の立入調査を実施しました。

また、有害大気物質の調査を2地点において実施しており、環境基準は達成しています。

指標の名称(取組み指標)	基準値 (平成18年度)	現況値 (平成20年度)	変化の割合	
			←減少	増加→
騒音特定工場などの立入調査数	11件	29件		163.3%

5 ごみの減量化とリサイクル

省資源、資源循環のまち ~ものを大切にする生活~



【総合評価】

ごみに関する5つの指標のうち、1人1日平均排出量は目標を達成しました。しかしながら、ごみ排出量、リサイクル率、焼却量、埋立量(最終処分量)については、目標達成に向けてごみ処理基本計画に基づいた一層の取組みの推進が必要です。

ごみの量は、家庭系については平成17年1月の有料化制度以降は減少傾向だったものの、平成20年度は増加しました。事業系については平成18年度をピークに減少傾向です。

【施策や取組みの状況】

平成17年1月より開始しました家庭系ごみ2段階有料化制度について、3年が経過した事を機に、制度の見直しを行い、「シールを貼るのが手間」「袋が破れやすい」などといった課題を解決するため、平成21年1月よりシール方式から購入補助券方式へと変更しました。

また、生ごみの堆肥化については、生ごみ処理機器の購入に対する助成金の申請基数は平成20年度で842件と平成19年度以降、高い水準を保っており、今後も生ごみの発生抑制によるごみの減量化を推進するための取組みの継続が期待されます。

【佐世保市環境政策審議会からの意見】

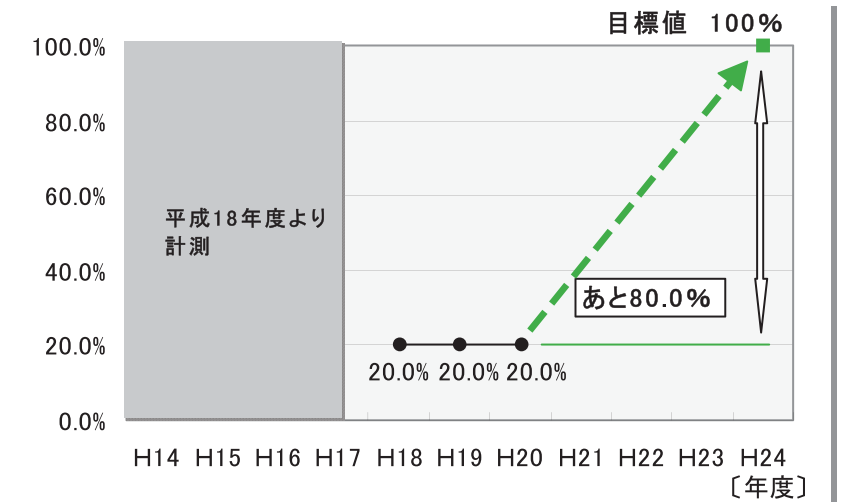
- リサイクル事業、啓発事業をもっと活発に行う
- 市の事業、施策を熱心にアピールする

★ ごみに関する5つの目標*のうち、1つを達成

ごみに関する5つの目標のうち、1人1日平均排出量が目標値を達成しました。

※佐世保市のごみに関する施策や取組みは「ごみ処理基本計画」に従って実施されます。この計画では、1人1日平均排出量、ごみ排出量、リサイクル率、焼却率、埋立量(最終処分量)の5つの目標を掲げて、進捗状況を計っています。

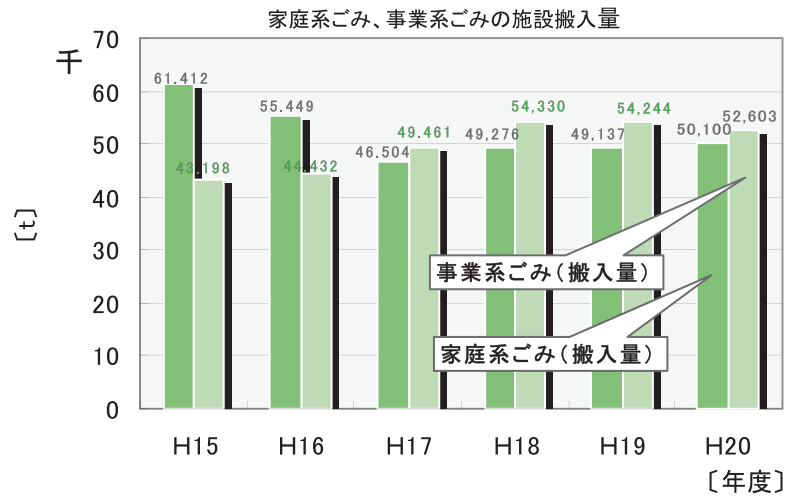
ごみ処理基本計画の目標達成率(*)



★ **事業系ごみ（一般廃棄物）の量は、平成 18 年度をピークに減少傾向へ**

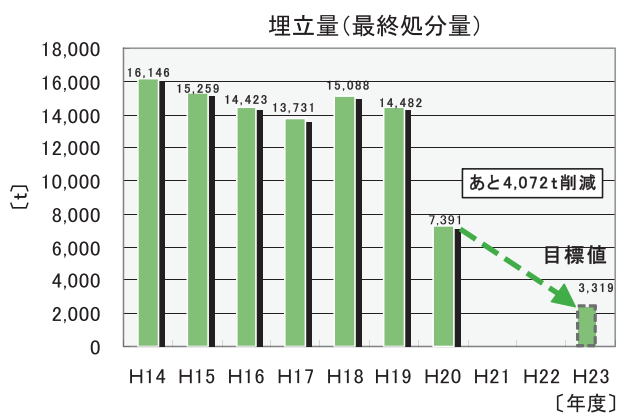
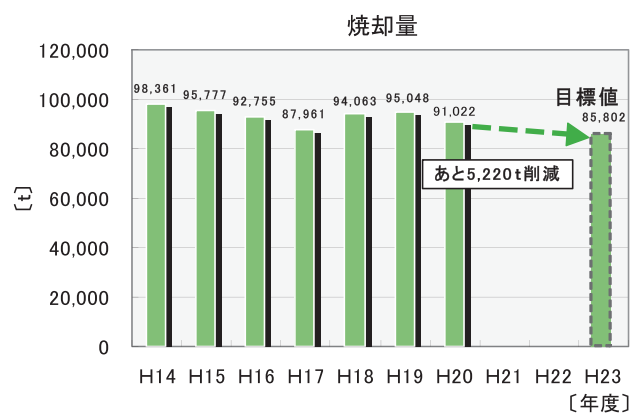
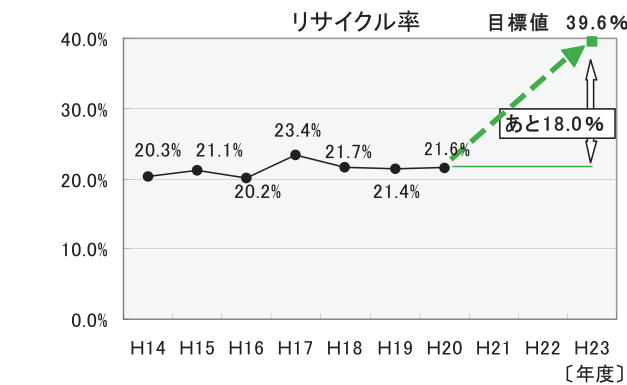
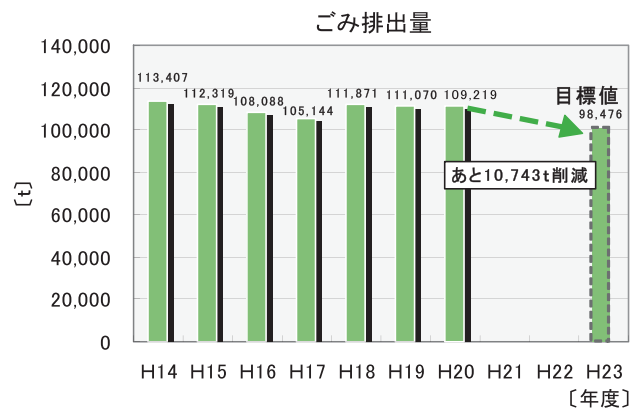
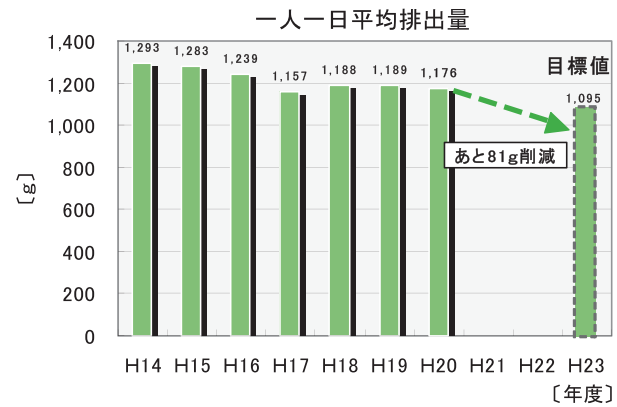
家庭からのごみの量(搬入量)は、平成 17 年 1 月の有料化制度以降は減少傾向だったものの、平成 20 年度は増加しました。

事業所等からのごみ(一般廃棄物)の量(搬入量)は平成 18 年度をピークに減少傾向です。



◇◇◇「ごみ処理基本計画」の 5 つの目標の状況◇◇◇

佐世保市のごみに関する施策や取組みは「ごみ処理基本計画」に従って実施されます。この計画では、1 人 1 日平均排出量、ごみ排出量、リサイクル率、焼却量、埋立量（最終処分量）の 5 つの目標を掲げて、進捗状況を計っています。



取組み 1：ごみになるものを断る（リフューズ Refuse）、取組み 2：ごみを減量化する（リデュース Reduce）

生ごみ処理機器を設置する人への奨励金の交付を行っており、申請件数は平成 19 年度以降、高い水準を保っています。また、生ごみの堆肥化活動を行う団体等への支援も行っています。

指標の名称(取組み指標)	基準値 (平成 18 年度)	現況値 (平成 20 年度)	変化の割合	
			←減少	増加→
生ごみ処理機器設置奨励金交付基数	481 基	842 基	75.1%	
地域リサイクル活動支援事業に係る生ごみ堆肥化活動の参加人数	1,726 人	1,115 人	-35.4%	

◇◇◇佐世保方式 2 段階ごみ有料化制度◇◇◇

家庭から排出されるごみの減量化、資源化を目的として、佐世保市では平成 17 年 1 月から 2 段階ごみ有料化制度を実施しています。この制度は単純に有料化するのではなく、ごみを減らせば有料にはならない方式で、制度開始後、家庭から排出されるごみの量は減少傾向となっています。また、シールを貼る手間などを改善し、より良い制度とするため、平成 21 年 1 月より従前のシール方式に代わり、購入補助券方式へ変更しました。



取組み 3：資源物を再使用する（リユース Reuse）、取組み 4：資源物を再生利用する（リサイクル Recycle）

エコプラザで行っているタンスや机などの粗大ごみの再生販売件数は平成 20 年度は 183 件でした。不要になったおもちゃを持ちより、ポイントに交換し、好きなおもちゃと交換することができる「かえっこバザール」を開催しました。(平成 20 年度 14 回)

収集した資源物のうち、雑誌、新聞紙、古布、びんなどは有価物として売却し、資源化の推進を図っています。(平成 20 年度:3,464 トン、92,395,691 円)

また、東部クリーンセンターでは、ごみの焼却によって発生する熱を利用して発電を行いサーマルリサイクルに取り組んでいます。(平成 20 年度:14,828,390kwh)

指標の名称(取組み指標)	基準値 (平成 18 年度)	現況値 (平成 20 年度)	変化の割合	
			←減少	増加→
粗大ごみの再生販売件数(させぼエコプラザ)	109 件	183 件	67.9%	
資源集団回収における回収量	8,266t	6,516t	-21.2%	

◇◇◇かえっこバザール（させぼエコプラザ）◇◇◇

戸尾小学校跡地のさせぼエコプラザでは、子ども達が遊びをとおしてリユースを実践し、物を大切にすることや自主性を育てるかえっこバザールを開催しています。いらなくなったおもちゃを子ども通貨「かえるポイント」へ交換し、そのかえるポイントを消費して他の子どもが持参したおもちゃと交換するシステムで、全国各地で開催されています。



かえっこバザールの様子（させぼエコプラザ）▶

◇◇◇環境ラベルの意味を知っていますか？◇◇◇

環境に配慮した商品選びの参考になる環境ラベル等は、様々な種類があります。次の表示がされた商品は、それぞれ一定の基準が満たされた商品であることを示しています。

再生紙使用マーク



古紙パルプ配合率を示す自主的なマークで、紙・紙製品等に表示される

(3R 活動推進フォーラム)

モバイル・リサイクル・ネットワーク



モバイル・リサイクル・ネットワーク
携帯電話・PHSのリサイクルにご協力。

メーカー、ブランドに関係なく携帯電話、PHS、の本体、充電器、電池を回収している店を表す

(社団法人電気通信事業者協会)

国際エネルギースター

プログラム



パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品に表示される

(経済産業省)

統一省エネマーク



省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示している

(経済産業省)

出典：環境ラベル等データベース（環境省総合政策局）<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html>

取組み5：ごみや資源物を適正に排出・処理する

ごみと資源物を分別する方法などについて、市民の皆様への説明会や、事業者を対象とした個別指導を実施しています。また、各種リサイクル法に基づき、ごみの適正処理を推進しています。

ごみ処理施設から排出される焼却灰及び集じん灰は、平成20年8月から供用されている灰溶融施設を利用して、灰を減容し、処分場の延命化を図っています。

指標の名称(取組み指標)	基準値 (平成18年度)	現況値 (平成20年度)	変化の割合	
			←減少	増加→
分別説明会の開催回数	18回	10回	-44.4%	
一人あたりの収集運搬経費(*)	2,818円	2,697円	-4.3%	
建設リサイクル法現場適正率	88.7%	96.1%		8.3%

6 環境保全活動

環境意識の高いまち ～活動する環境市民～



【総合評価】

エコライフ・エコオフィス実践度*は前年度に比べ、エコライフ（家庭）実践度は上昇していますが、エコオフィス（事業所等）実践度は低下しています。しかし、環境マネジメントの取得事業所数は4組織増加して26組織となり、また平成21年度より事業者の取組みを支援する新たな制度も開始しているため、今後の改善が期待されます。

一方、環境保全の取組みに満足している市民の割合は上昇傾向にあるものの、約2割程度と低いのが現状です。

【施策や取組みの状況】

学校版環境ISOや環境宣言などの普及に取組み、環境宣言を行った地域が増加しました。また、粗大ごみのリユース販売や環境教育・環境学習の機会の場の提供等に取組んでいるさせぼエコプラザでは、積極的な活動が評価され、平成20年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰を受賞しました

【佐世保市環境政策審議会からの意見】

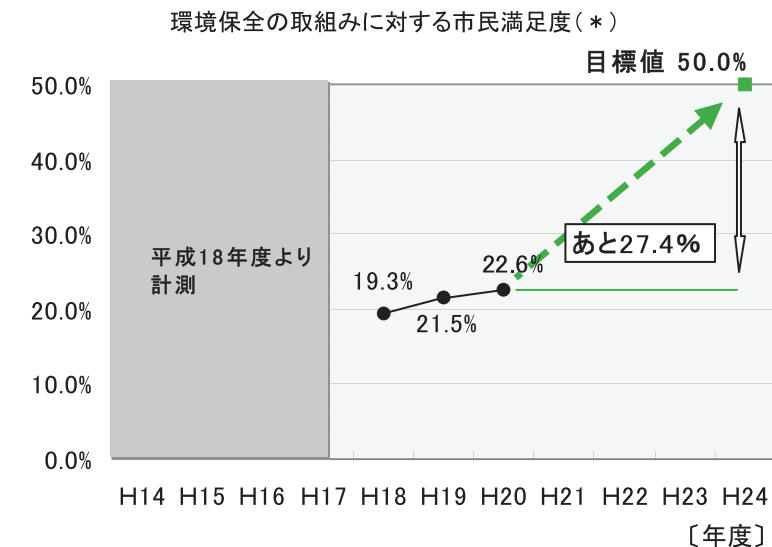
- 自分の街を知る活動により、大切にしたい気持ちを育てる
- 広報誌だけでは足りない、人が興味を持つような企画が必要
- 1日業務体験などクリーンセンターを活用した研修メニューを

※日常生活や事業活動による地球環境への影響を認識し、環境に配慮した行動に取組むことをエコライフ（家庭）・エコオフィス（事業所等）と表現しており、アンケートによりその実践度を計っています。

★ 佐世保市の環境保全の取組みに満足している市民は約2割

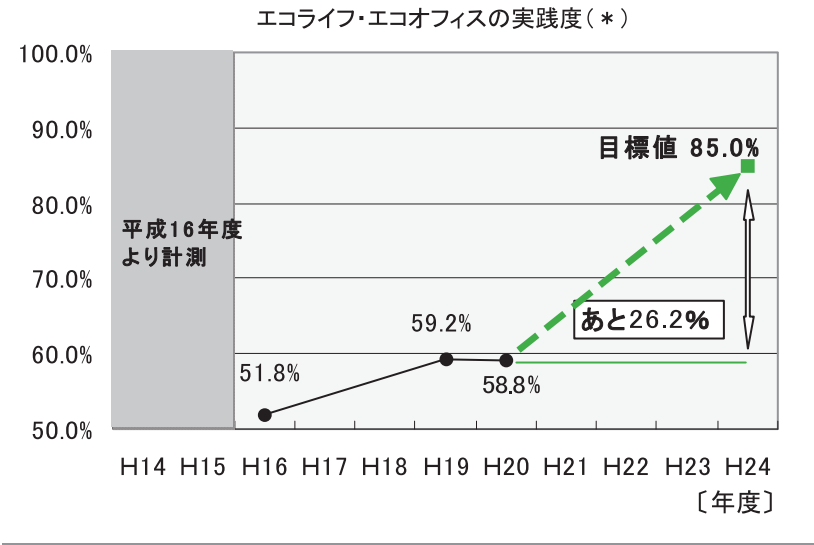
環境保全の取組みに満足している市民の割合は、昨年度より1.1%増加し、22.6%です。

しかしながら、目標値である50%と比較して十分でないのが現状です。



★ **エコライフ・エコオフィスを実践している市民・事業者は約6割**

エコライフ・エコオフィスを実践している市民・事業者の割合は58.8%と昨年度より0.4%減少し、目標値である85%に対して十分な数値とは言えません。



取組み1：環境管理と環境情報の共有化を図る

市役所では平成15年3月に環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001を認証取得しており、内部監査や外部機関による監査を実施するなど、継続的改善に取り組んでいます。また、環境マネジメントシステムの一つであるエコアクション21の自治体イニシャティブプログラム（事業者のエコアクション21の取得を支援する取組み）を実施しました。ISO14001及びエコアクション21の認証を取得している市内の事業所数は、前年度から4組織増加し、平成20年度現在で26組織となりました。

指標の名称(取組み指標)	基準値 (平成18年度)	現況値 (平成20年度)	変化の割合	
			←減少	増加→
【累計値】環境マネジメントシステム取得事業所数	22組織	26組織	18.1%	
環境学習サイト「eキャンキョウ@サセボ」のアクセス数	7,800件	8,861件	13.6%	

◇◇◇**エコアクション21自治体イニシャティブプログラム**◇◇◇

佐世保市では、より多くの市内中小事業者の皆様に二酸化炭素排出量削減など脱温暖化行動に取り組んでいただけるよう、エコアクション21の補助制度（自治体イニシャティブ・プログラム制度）を活用し、エコアクション21認証取得を支援するセミナーを参加費無料で実施しています。エコアクション21とは、ISO14001に比べて簡易な取組みとなっており、取得費用が安く短期間で取得できるため、中小企業向けのマネジメントシステムです。



▲ セミナーの様子

取組み2：環境教育・学習を推進し、環境市民を育成する

省エネなどの環境に配慮した学校運営を行う「学校版環境ISO」の認証制度を推進しています。平成20年度の導入学校数は前年度と同じ4校ですが、他の6校が導入に向けての取組みを開始しました。

「どこでも環境教室」などの環境学習講座等への参加者数は、環境サミットの廃止などにより前年度と比べ減少しましたが、こどもエコクラブの会員数は、前年度と比べ57.1%増え、増加傾向となっています。

環境教育・環境学習に関する施策を総合的、計画的に推進するための「佐世保市環境教育・環境学習計画」について、策定から5年以上が経過し、環境問題を取り巻く状況も変化していることから、平成21年3月に改定しました。

指標の名称(取組み指標)	基準値 (平成18年度)	現況値 (平成20年度)	変化の割合	
			←減少	増加→
【累計値】学校版環境ISO(学校版環境マネジメントシステム)の導入学校数 ※平成19年度より関連事業を開始	0校	4校	(4校導入)	
どこでも環境教室などの環境学習講座実施回数	27回	25回	-7.4%	
どこでも環境教室などの環境学習講座への参加者数	3,150人	1,560人	-50.5%	
【累計値】こどもエコクラブの会員数	618人	971人	57.1%	

◇◇◇**佐世保市環境教育・環境学習計画**◇◇◇

佐世保市環境基本計画「基本目標6 環境保全活動」を推進していくための部門別計画で、市民・事業者・行政により構成する環境教育ワークショップ会議等を経て平成21年3月に改定しました。この計画では、佐世保市の環境教育・環境学習施策の総合的・計画的な運営指針を示すとともに、環境教育・環境学習の推進に向け、多様な主体が連携・協働を進める上での具体的な方向性・目標を明らかにしています。



▲ 環境教育ワークショップの様子

取組み3：協働による環境保全活動を展開する

学校版環境 ISO の活動を地域に波及させ、環境保全活動に地域全体で取り組むことを約束する「環境宣言」は、平成 20 年度において新たに 2 地域がこの宣言を行いました。

また、させぼエコプラザでは、かえっこバザールや環境学習に関する講座などの開催回数を増やしたため、来場者数が増加しました。今後は環境教育・環境学習の推進拠点として更なる充実が求められます。

指標の名称(取組み指標)	基準値 (平成 18 年度)	現況値 (平成 20 年度)	変化の割合	
			←減少	増加→
【累計値】環境宣言を行った地域の数 ※平成 19 年度より関連事業を開始	0 地域	4 地域	(4 地域実施)	
させぼエコプラザの来場者数	3,421 人	10,073 人		

◆◆◆佐世保市学校版環境 ISO って何?◆◆◆

ISO14001 の「PDCA サイクル」の考え方を取り入れた環境管理の仕組みであり、小中学校の継続的・発展的な環境対策(省エネなど)を支援するための認証制度です。審査に合格すると認証取得証明書が与えられ、毎年審査更新されます。これにより、環境保全の重要性に気づき、考え、それぞれの立場に応じて自発的、積極的に環境に配慮した行動のできる「環境市民」を育成するとともに、環境にやさしい学校づくり、地域づくりを推進し、次世代を担う子どもたちへの環境教育を行っています。

＜市の支援体制＞

- 学校版 ISO の導入サポート
- カリキュラムの提供
- 教育機材の貸し出し
- ゲストティーチャーの派遣
- 各学校への説明会の実施
- 研修会の実施



◆◆◆地域環境ワークショップの推進◆◆◆

学校版環境 ISO の実施校と地域(企業、町内組織等)の協力関係を築き、環境保全に向けた行動力ある地域コミュニティの形成を促進するため地域環境会議や地域環境インタビューを開催しています。

地域環境会議では、学校版環境 ISO に取り組む子どもたちと学校区に関わる地域の大人が同じテーブルに着き、環境負荷を減らすために地域が担うべき役割を一緒に考えます。

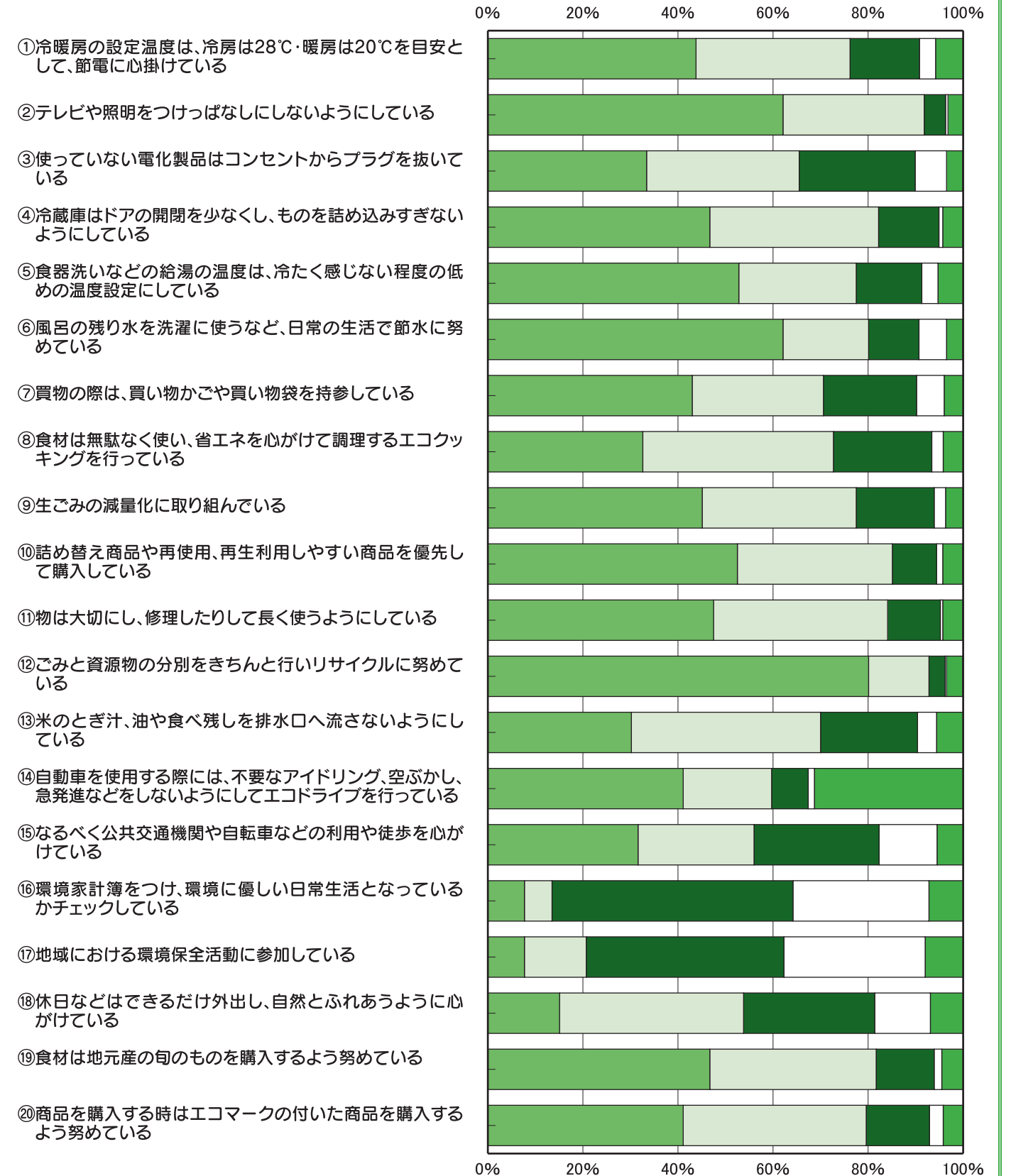
また、地域環境インタビューでは、校区内の事業所等を訪問し、環境保全に向けた取組みについて聞き取り調査や意見交換等を行います。



▲ 地域環境インタビューの様子

◆◆◆環境保全行動の実施状況(市民)◆◆◆

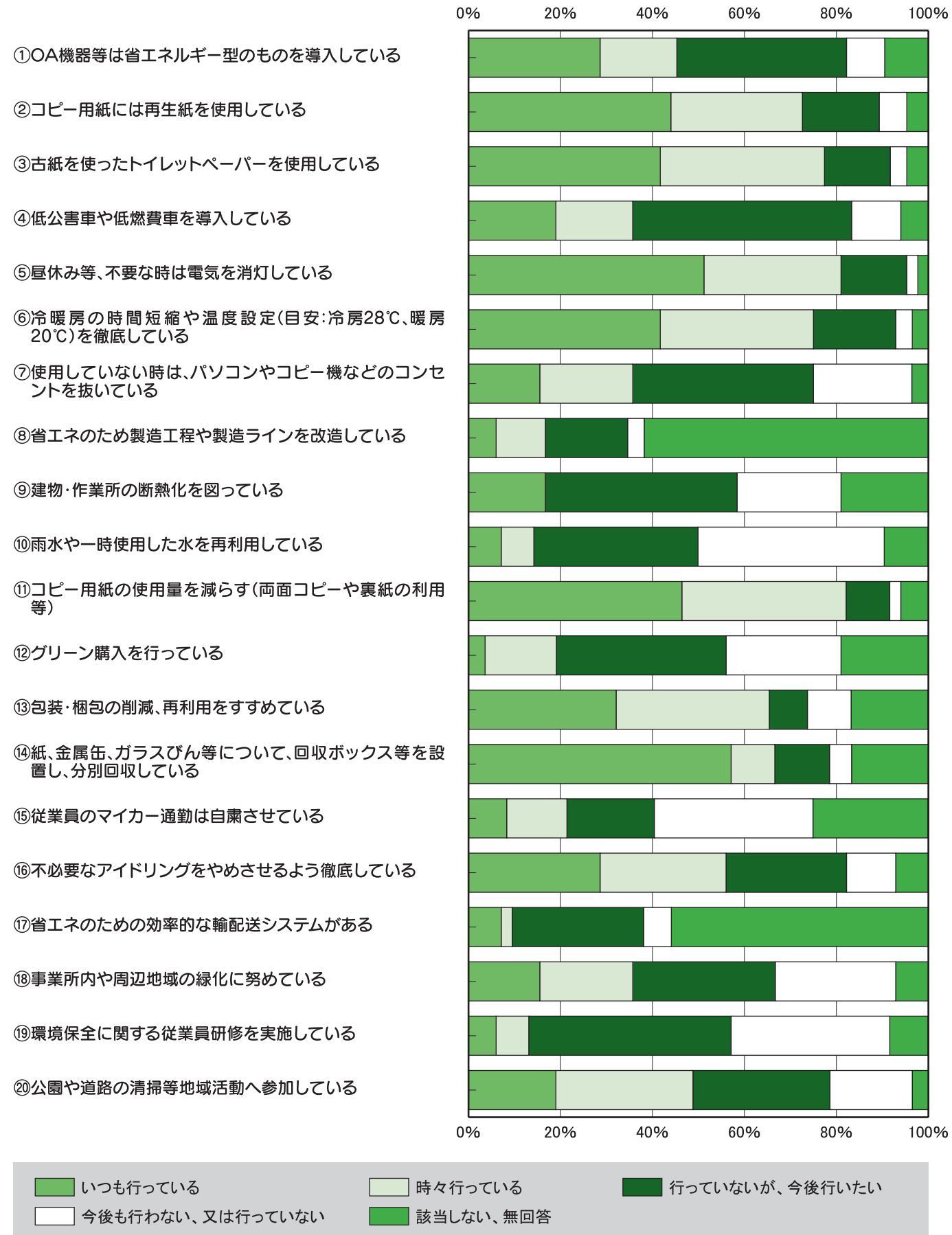
平成 20 年 1 2 月に、市内に在住の 20 歳以上の方 1,000 名を対象に「佐世保市の環境問題に関するアンケート調査」を実施し、環境保全行動の実施状況を調査しました。



■ いつも行っている ■ 時々行っている ■ 行っていないが、今後行いたい
■ 今後も行わない、又は行っていない ■ 該当しない、無回答

◇◇◇環境保全行動の実施状況（事業者）◇◇◇

平成20年12月に、市内にある250の事業所を対象に「佐世保市の環境問題に関するアンケート調査」を実施し、環境保全行動の実施状況を調査しました。



未来が変わる。日本が変わる。

チャレンジ
25

佐世保市はチャレンジ25キャンペーンに参加しています。

平成21年度 佐世保市環境基本計画年次報告書

— 発行 —

平成22年3月

— 編集・発行 —

佐世保市環境部環境政策課

〒857-0851 佐世保市稲荷町1番8号

TEL 0956-31-6520 FAX 0956-34-4477